**一時入所受け入れ要綱**

**救護施設　太白荘**

１　目的

居宅生活をしている精神状態が不安定な精神障害者を受け入れて，精神状態が安定して居宅生活を再開できるまでの生活支援，精神科病院入院患者や退院患者がより円滑に居宅生活に復帰できるよう，施設内での生活訓練を支援すること等を目的とする。

２　対象者

（１）居宅で生活する精神障害者等であって，一時的に精神状態が不安定になる等の理由により居宅生活が困難になる方。

　　（２）精神科病院入院患者又は退院患者であって，退院に向けた体験利用や訓練のため一時的に入所することが適当な方。

　　（３）保護の実施機関が特に一時入所の必要があると認めた方。

３　利用期間

原則７日間であるが，１箇月を超えない範囲で延長可能。

４　利用料金

（１）福祉事務所払い

　　・施設事務費

（施設事務費支弁基準額／３０日×実入所日数）

　（２）自己負担（施設基準で算出）

　　・食事代　朝食：２３０円　　昼食：３１０円

夕食：３００円

　　・光熱水費等の生活費　１日あたり３５０円

　　・その他材料費を伴うクラブ活動への参加・買い物等は，実費とする。

５　一時入所日課

　（１）施設日課

　　　①午前は朝の集いと３班活動（作業班・創作班・健康リハビリ班）のいずれかに参加する。

　　　②午後はクラブ活動に参加し，入浴を行う。

　（２）担当者面談

　　　①利用目的と課題の確認を行う。

　　　　・短期利用：生活困難となった障害や家庭の課題を理解及び解消し，生活再開するための一時的な施設利用

　　　　・体験利用：施設生活を事前体験し，施設生活の理解を深めるための施設利用

　　　②成育歴・趣味・性格等の聞き取りを行う。

　　　　（関係機関からの事前情報提供を求める）

　（３）医療面確認

①看護師による問診

②利用期間中は健康チェックを行い，観察記録を記入　する。（入所時健康状態について聞き取りを行う。）

③服薬支援を行う。

　　　　・薬情と利用日数分の薬の確認をする。

　　　　・適切な服薬支援を行う。

　　　④ＡＤＬ面の確認を行う。

　　　⑤病歴の確認を行う。

　　　　（関係機関からの事前情報提供を求める。）

６　利用人数及び居室

　（１）男性一室２名・女性一室２名，合わせて二室４名まで利用可能である。

　（２）居室は全室２名部屋であり，相部屋である。

７　所持金品等の取り扱い

　（１）小遣い等の手持ち金

　　　・手持ち小遣いは千円程度とし，利用者との相談の上自己管理または施設管理とする。

　　　・施設管理の場合は「一時入所利用預かり書」を発行し，係の金庫で保管する。

　　　・預かった金銭は利用終了時に本人へ返却し，「一時入所利用受領証」を発行する。

　（２）各種手帳や通帳等の重要書類・貴重品

　　　・重要書類・貴重品は「一時入所利用預かり書」を発行し，係金庫で保管する。

（３）私物・所持品

　　　・持参された衣類，日用生活用品について全て確認し，「私物一覧表」に記録する。

　　　・危険が生じる可能性があると判断するもの（刃物・ライター等）については持ち込み不可とし，万が一所持していた場合には入所時に預かり，利用終了時に返却する。

（４）一時利用にあたっての必要物

　　　・食事代・小遣い・薬・上靴・洗面道具・パジャマ・着替え・紙おむつ（使用者）・生活保護受給証等。

　　　・上記以外の物品や利用期間にそぐわない過剰な量の物品については，返却することがある。

８　一時入所利用手続き（様式等）

　（１）関係機関からの一時入所申し込みに関する諸様式

　　　・「保護施設一時入所事業申込書」（様式1）

　　　・「救護施設太白荘一時入所情報提供票」関係機関（病院または福祉事務所）より（様式２）

・保護施設一時入所事業利用承認について（通知）」（様式３）

　（２）一時入所受け入れ時の諸様式

　　　①入所時要提出書類

　　　・「入所時の健康状態のアセスメント表」（様式４）

　　　②入所時作成書類

　　　・「一時入所利用預かり書」（施設から利用者へ発行）（様式５）

　　　・「私物一覧表」（様式６）

　　　・「現金出納帳」（様式７）

　（３）一時利用終了時の諸様式

　　　・「一時入所利用受領証」（利用者から施設へ発行）（様式８）

（４）一時利用終了後の諸様式

　　　・「太白荘の一時入所について（報告）」（施設から福祉事務所へ発行）（様式９）

９　緊急時の対応

　（１）本人の体調や精神面で不調が見られた場合は，速やかに入院先の病院か緊急連絡先に連絡し対応を相談する。

　（２）救急搬送が必要と判断した場合は，施設側で救急車を要請し，職員が付き添う。また，緊急連絡先に連絡し，搬送先の病院へ急行するよう依頼する。

10　その他

（１）施設内での支援上の怪我等においては施設賠償保険を使用する。

（２）利用者の送迎については，利用者側で対応する。

附　則　平成２０年　６月１日より施行

附　則　平成２２年　４月１日より施行

附　則　平成２３年１０月１日より施行

附　則　平成２４年　６月１日より施行

附　則　平成２６年　４月１日より施行

附　則　平成２６年１２月１日より施行

附　則　令和　３年１０月１日より施行